

○国立大学法人兵庫教育大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日学則第 1 号)

改正	平成 16 年 8 月 4 日	平成 16 年 12 月 22 日	平成 17 年 3 月 9 日
	平成 17 年 3 月 22 日	平成 17 年 4 月 5 日	平成 17 年 5 月 11 日
	平成 17 年 6 月 8 日	平成 17 年 11 月 9 日	平成 17 年 12 月 14 日
	平成 18 年 1 月 11 日	平成 18 年 3 月 8 日	平成 18 年 7 月 12 日
	平成 18 年 11 月 8 日	平成 18 年 12 月 6 日	平成 19 年 1 月 17 日
	平成 19 年 3 月 14 日	平成 19 年 11 月 14 日	平成 19 年 12 月 12 日
	平成 20 年 1 月 16 日	平成 20 年 3 月 11 日	平成 20 年 12 月 10 日
	平成 21 年 3 月 11 日	平成 21 年 9 月 9 日	平成 21 年 11 月 11 日
	平成 22 年 3 月 10 日	平成 22 年 9 月 8 日	平成 22 年 12 月 15 日
	平成 23 年 3 月 9 日	平成 23 年 3 月 14 日	平成 24 年 3 月 16 日
	平成 25 年 3 月 15 日	平成 25 年 4 月 4 日	平成 26 年 3 月 14 日
	平成 27 年 3 月 11 日	平成 27 年 5 月 13 日	平成 28 年 1 月 13 日
	平成 28 年 3 月 15 日	平成 28 年 5 月 11 日	平成 29 年 7 月 12 日
	平成 30 年 3 月 13 日	平成 30 年 12 月 12 日	平成 31 年 2 月 12 日
	令和 2 年 3 月 11 日	令和 3 年 3 月 17 日	令和 4 年 1 月 21 日
	令和 4 年 3 月 16 日	令和 5 年 3 月 15 日	令和 6 年 3 月 13 日

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的(第 1 条—第 3 条)

第 2 節 組織(第 4 条—第 15 条)

第 3 節 役員・職員組織(第 16 条—第 19 条)

第 4 節 運営組織(第 20 条—第 25 条)

第 5 節 学年、学期及び休業日(第 26 条—第 28 条)

第 2 章 学部

第 1 節 目的(第 29 条)

第 2 節 入学定員(第 30 条)

第 3 節 入学(第 31 条—第 36 条)

第 4 節 修業年限及び教育課程(第 37 条—第 45 条)

第 5 節 卒業要件及び学位等(第 46 条—第 49 条)

第 6 節 転入学及び再入学(第 50 条—第 53 条)

第 7 節 在学年限(第 54 条)

第 3 章 大学院

第 1 節 目的(第 55 条)

第 2 節 入学定員(第 56 条)

第3節 入学(第57条―第59条)

第4節 標準修業年限及び教育課程(第60条―第67条)

第5節 修了要件及び学位等(第68条―第71条)

第6節 転入学及び再入学(第72条―第75条)

第7節 在学年限(第76条)

第4章 休学、転学、留学及び退学等

第1節 休学及び復学(第77条―第80条)

第2節 転学、留学及び退学(第81条―第83条)

第3節 除籍(第84条)

第5章 検定料、入学料及び授業料等(第85条―第90条)

第6章 科目等履修生及び外国人留学生等(第91条―第96条)

第7章 賞罰(第97条・第98条)

第8章 公開講座等(第99条)

第9章 学生居住施設(第100条)

附則

第1章 総則

第1節 目的

(設置及び目的)

第1条 国立大学法人兵庫教育大学(以下「法人」という。)は、兵庫教育大学(以下「本学」という。)を設置する。

2 本学は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、学校教育にかかる諸科学の理論と応用に関する研究を総合的に推進し、文化、社会の発展に資する創造的知性と人間愛に支えられた教員を育成し、もって教育、学術、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 法人は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び責務を達成するため、法人における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究活動等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 法人は、前項の点検及び評価に加えて、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第2項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 法人は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

第2節 組織

(学部)

第4条 本学に、学校教育学部を置く。

2 前項の学校教育学部は、学校教育教員養成課程を置く。

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

2 前項の大学院に、次の研究科及び課程を置く。

学校教育研究科 修士課程及び専門職学位課程

連合学校教育学研究科 博士課程

3 前項の専門職学位課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし、その課程は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条第1項に規定する教職大学院とする。

4 連合学校教育学研究科の博士課程は、後期3年のみの博士課程とする。

5 連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、上越教育大学、岐阜大学、滋賀大学、本学、岡山大学及び鳴門教育大学が協力するものとする。

(附属図書館)

第6条 本学に、附属図書館を置く。

第6条の2 削除

(学内教育研究施設)

第7条 本学に、先端教職課程カリキュラム開発センター、教員養成・研修高度化センター及び発達心理臨床研究センターを置く。

(学内共同利用施設)

第8条 本学に、情報処理センターを置く。

(附属学校)

第9条 本学に附属して次の学校を置く。

幼稚園

小学校

中学校

第10条 削除

(事務局)

第11条 法人に、事務局を置く。

(保健管理センター)

第12条 本学に、保健管理センターを置く。

(グローバル教育センター)

第12条の2 本学に、グローバル教育センターを置く。

第13条 削除

(教育研究組織)

第14条 本学に、教育研究組織として修士課程及び専門職学位課程に専攻を置く。

2 前項に規定するもののほか、学校教育学部教育組織及び連合学校教育学研究科の教育研究組織については、別に定める。

(附属図書館等の必要事項)

第15条 第6条から前条までに規定する附属図書館等について必要な事項は、別に定める。

第3節 役員・職員組織

(役員等)

第16条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

2 法人に、副学長を置くことができる。

3 第1項に規定する理事及び次条に規定する職員のうち学長が必要と認める者は、副学長と称することができる。

(職員)

第17条 法人に、教育職員、事務職員その他必要な職員を置く。

2 職員について必要な事項は、別に定める。

(各組織等の長)

第18条 本学に、附属図書館長、先端教職課程カリキュラム開発センター長、教員養成・研修高度化センター長、発達心理臨床研究センター長、情報処理センター長、附属学校長(附属幼稚園にあつては、園長とする。)、保健管理センター所長及びグローバル教育センター長を置く。

2 本学に、専攻長を置く。

3 前2項に規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

第19条 第5条第2項に規定する各研究科ごとに、研究科長を置く。

2 前項に規定する学校教育研究科長は、学長が当たる。

3 第1項に規定する連合学校教育学研究科長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

第4節 運営組織

(役員会)

第20条 法人に、法人の運営に関する別に定める事項について審議し議決するため、役員会を置く。

2 前項の役員会について必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第21条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 前項の経営協議会について必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第22条 法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 前項の教育研究評議会について必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第23条 法人に、学長候補者の選考等を行うため、学長選考・監察会議を置く。

2 前項の学長選考・監察会議について必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第24条 本学学部教育研究に関して別に定める事項を審議するため、学校教育学部教授会(以下「学部教授会」という。)を置く。

2 本学大学院修士課程及び専門職学位課程の教育研究に関して別に定める事項を審議するため、又は本学大学院博士課程の教育研究に関して別に定める事項を審議するため、各研究科ごとに研究科教授会を置く。

3 前2項の教授会について必要な事項は、別に定める。

第25条 削除

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第27条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学創立記念日 10月1日

(4) 春期休業 3月17日から4月5日まで

(5) 夏期休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第2章 学部

第1節 目的

(目的)

第 29 条 学校教育学部は、広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた教員を養成することを目的とする。

第 2 節 入学定員

(入学定員)

第 30 条 本学学校教育学部の入学定員は、160 人とし、収容定員は、640 人とする。

第 3 節 入学

(入学資格)

第 31 条 学校教育学部に入學することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学時期)

第 32 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、前条第 3 号から第 5 号までに規定する者及び第 50 条又は第 51 条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

(入学の出願)

第 33 条 本学に入學を志願する者は、入学願書その他の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第 34 条 前条の規定により入学を志願した者については、学力検査その他の方法によって選抜を行う。

(入学手続, 入学許可)

第 35 条 前条の入学者選抜に合格した者は, 入学手続をとらなければならない。

2 学長は, 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(出願手続等の詳細)

第 36 条 前 3 条に規定するもののほか, 出願手続, 入学者の選抜及び入学手続について必要な事項は, 別に定める。

第 4 節 修業年限及び教育課程

(修業年限)

第 37 条 学校教育学部修業年限は, 4 年とする。

(教育課程の編成方針)

第 37 条の 2 学校教育学部においては, その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し, 体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第 38 条 学校教育学部の教育は, 授業科目の授業及び卒業論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 学校教育学部において開設する授業科目, 単位数, 履修方法その他必要な事項は, 別に定める。

(授業の方法)

第 39 条 学校教育学部の授業は, 講義, 演習, 実験, 実習若しくは実技のいずれかにより, 又はこれらの併用により行うものとする。

2 学校教育学部において, 文部科学大臣が別に定めるところにより, 前項の授業について多様なメディアを高度に利用して, 当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学校教育学部においては, 第 1 項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により, 多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 39 条の 2 学校教育学部においては, 学生に対して, 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学校教育学部においては, 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては, 客観性及び厳格性を確保するため, 学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに, 当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 39 条の 3 学校教育学部においては, 学生に対する教育の充実を図るため, 授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(単位の計算方法)

第40条 各授業科目等の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、講義及び演習にあつては15時間から30時間まで、実験、実習及び実技にあつては30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第41条 授業科目を履修した学生に対して、試験その他本学が定める適切な方法により学修の成果を評価の上、所定の単位を与えるものとする。

(成績評価)

第42条 授業科目の試験の評価は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

(他の大学又は短期大学における履修)

第43条 教育上有益と認められるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協定に基づき、学生に他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により他大学等において修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、卒業の要件となる単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第45条 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(以下「大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位(大学等の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、卒業の要件となる単位として本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が本学に入学する前に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位について準用する。
- 3 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、卒業の要件となる単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第50条に規定する転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第43条第2項及び第44条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5節 卒業要件及び学位等

(卒業要件)

第46条 卒業要件は、第37条に規定する修業年限を満たし、所定の128単位以上を修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第39条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(卒業認定等)

第47条 前条に規定するもののほか、卒業の認定について必要な事項は、別に定める。

(学位)

第48条 学校教育学部を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位の授与について必要な事項は、別に定める。

(取得資格)

第49条 学校教育学部において取得することができる教員の免許状取得の所要資格は、次のとおりとする。

教員の免許状の種類	教員の免許状の教科
幼稚園教諭1種免許状	
小学校教諭1種免許状	
中学校教諭1種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭又は英語
高等学校教諭1種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，情報，家庭又は英語

- 2 前項に規定する教員の免許状の取得の所要資格に係る授業科目の履修及び単位の修得その他必要な事項は、別に定める。

第6節 転入学及び再入学

(転入学)

第50条 他の大学に現に在学する者で、転入学を志願する者があるときは、選抜の上、転入学を許可することができる。

(再入学)

第51条 第83条の規定により、大学を中途において退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選抜の上、再入学を許可することができる。

(転入学、再入学手続等)

第52条 第33条から第36条までの規定は、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転入学、再入学者の修業年限等)

第53条 第50条又は第51条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、修得した単位の取扱い及び修業年限は、別に定める。

第7節 在学年限

(在学年限)

第54条 学校教育学部 of 学生は、6年を超えて在学することができない。

2 第50条又は第51条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の在学することができる年限は、別に定める。

第3章 大学院

第1節 目的

(目的)

第55条 本学修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における高度の教育研究能力を養うとともに、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

2 本学専門職学位課程は、高度の専門性が求められる教職を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、学校現場における実践力や応用力などの資質能力を身に付けた指導的教員及び学校づくりの有力な一員となり得る新任教員を養成することを目的とする。

3 本学博士課程は、学校教育の実践に関わる諸科学について、研究者として自立して研究活動を行い、又は実践を踏まえた高度な研究指導能力を有する教育専門職に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うとともに、学校教育の発展に寄与することを目的とする。

第2節 入学定員

(専攻及び入学定員)

第56条 研究科に置く専攻並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとし、学校教育研究科の収容定員の3分の2程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者をもって充てる。

研究科・課程	専攻	入学定員	収容定員
学校教育研究科・修士課程	※人間発達教育専攻	115人	230人

	特別支援教育専攻	30 人	60 人
	計	145 人	290 人
学校教育研究科・専門職学位課程	※○教育実践高度化専攻	155 人	340 人
	計	155 人	340 人
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	12 人	36 人
	先端課題実践開発専攻	6 人	18 人
	教科教育実践学専攻	18 人	54 人
	計	36 人	108 人
合計		336 人	738 人

備考 1 ※印を冠するものは、入学定員の一部について昼夜開講により教育を行う課程である。

2 ○印を冠するものには、第 60 条第 2 項に規定する標準修業年限を 3 年とする専攻のコースを含む。

第 3 節 入学

(入学資格)

第 57 条 修士課程及び専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) の 2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設置された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (入学時期)

第58条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、前条第1項第3号から第5号までに規定する者及び第72条又は第73条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

(入学出願、入学手続等)

第59条 大学院の入学の出願、入学者の選抜及び入学手続等については、第33条から第36条までの規定を準用する。ただし、別に定めるところにより、博士課程においては、検定料を徴収しないことができる。

第4節 標準修業年限及び教育課程

(標準修業年限)

第60条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、第67条の規定により長期にわたり計画的に教育課程を履修する者(以下「長期履修学生」という。)の修業年限は3年とする。

2 専門職学位課程に、教育上の必要により修業年限が2年を超える専攻のコース(以下「長期在学のコース」という。)を置き、その標準修業年限は、前項本文の規定にかかわらず3年とする。

3 博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(教育課程の編成方針)

第60条の2 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職学位課程においては、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法)

第61条 大学院(専門職学位課程を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

3 大学院において開設する授業科目、単位数、履修方法その他必要な事項は、別に定める。

4 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業の方法)

第62条 大学院の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学院において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業について多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学院においては、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第62条の2 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職学位課程においては、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 3 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 4 専門職学位課程においては、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 62 条の 3 大学院(専門職学位課程を除く。)においては、学生に対する教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

- 2 専門職学位課程においては、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(単位の計算方法、単位の授与等)

第 63 条 大学院の各授業科目の単位の基準、単位の授与及び成績評価については、第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(履修科目の登録の上限)

第 63 条の 2 専門職学位課程は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 前項の履修科目の登録の上限について必要な事項は、別に定める。

(他の大学における履修)

第 64 条 本学大学院において教育研究上有益と認めるときは、他の大学との協定に基づき、学生に当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、修士課程の学生が他大学の大学院において修得した単位は、15 単位を超えないものとし、また、第 66 条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

- 3 第 1 項の規定により、専門職学位課程の学生が他大学の大学院において修得した単位は、第 66 条第 2 項の規定により本学において修得したものとみなす単位及び第 68 条第 4 項の規定により免除する単位数と合わせて第 68 条第 2 項に規定する単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第 65 条 本学大学院(専門職学位課程を除く。)において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他大学院等において必要な研

究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(既修得単位の取扱い)

第66条 本学大学院修士課程に入学した者が大学院を修了又は中途退学した者であるときは、その者が当該大学院において既に修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)のうち、教育上有益と認められる単位は、15単位を超えないものとし、また、第64条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学大学院専門職学位課程に入学した者が大学院を修了又は中途退学した者であるときは、その者が当該大学院において既に修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)のうち、教育上有益と認められる単位は、第64条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数及び第68条第4項の規定により免除する単位数と合わせて第68条第2項に規定する単位数の2分の1を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、本学大学院に入学した者のうち、外国の大学院を修了又は中途退学した者の外国の大学院において既に修得した単位について準用する。

(長期にわたる教育課程の履修)

第67条 修士課程及び専門職学位課程(長期在学のコースを除く。)の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の教育課程の履修等について必要な事項は、別に定める。

第5節 修了要件及び学位等

(修了要件)

第68条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の32単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、別に定めるところにより、1年6月以上在学すれば足りるものとする。

2 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年(長期在学のコースにあつては3年)以上在学し、所定の46単位以上の単位を修得することとする。

3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、前条に規定する長期履修学生の修了要件に係る在学期間は、3年以上とする。

4 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、専門職学位課程に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等

教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の教員としての実務の経験を有する者等について、修了要件として定められた単位のうち、実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

- 5 博士課程の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の 22 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含み 3 年以上
- (2) 修士課程において優れた業績を上げ、2 年未満の在学期間をもって修了した者又は標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間(2 年を限度とする)を含み 3 年以上
- (3) 修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が入学した場合にあつては、1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上

(大学院における在学期間の短縮)

第 68 条の 2 第 66 条の規定により本学大学院修士課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本学が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(学位規則)

第 69 条 前条に規定するもののほか、学位論文の審査、試験及び学位の授与について必要な事項は、別に定める。

(学位)

第 70 条 大学院の課程を修了した者に対しては、当該課程に応じて修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与する。

(取得資格)

第 71 条 修士課程及び専門職学位課程において取得することができる教員の免許状取得の所要資格は、次のとおりとする。

専攻	取得することができる教員の免許状取得の所要資格
人間 発達	幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職

教育 専攻	業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教), 高等学校教諭専修免許状(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 農業, 工業, 商業, 水産, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教, 情報, 福祉), 養護教諭専修免許状, 栄養教諭専修免許状
特別 支援 教育 専攻	特別支援学校教諭1種免許状(視覚障害者に関する教育の領域, 聴覚障害者に関する教育の領域, 知的障害者に関する教育の領域, 肢体不自由者に関する教育の領域, 病弱者に関する教育の領域), 特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者に関する教育の領域, 聴覚障害者に関する教育の領域, 知的障害者に関する教育の領域, 肢体不自由者に関する教育の領域, 病弱者に関する教育の領域)
教育 実践 高度 化専 攻	幼稚園教諭専修免許状, 小学校教諭専修免許状, 中学校教諭専修免許状(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教), 高等学校教諭専修免許状(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 農業, 工業, 商業, 水産, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教, 情報, 福祉)

- 2 前項に規定する教員の免許状の取得の所要資格に係る授業科目の履修及び単位の修得その他必要な事項は, 別に定める。

第6節 転入学及び再入学

(転入学)

- 第72条 他の大学院に現に在学する者で, 転入学を志願する者があるときは, 選考の上, 転入学を許可することができる。

(再入学)

- 第73条 第83条の規定により, 大学院を中途において退学した者で, 再入学を志願する者があるときは, 選考の上, 再入学を許可することができる。

(転入学, 再入学手続等)

- 第74条 第33条から第36条までの規定は, 転入学又は再入学の場合に準用する。

(転入学, 再入学者の修業年限等)

- 第75条 第72条又は第73条の規定により, 転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目, 修得した単位の取扱い及び修業年限は, 別に定める。

第7節 在学年限

(在学年限)

- 第76条 修士課程及び専門職学位課程の学生は, 4年(長期在学のコースにあつては5年)を超えて在学することができない。ただし, 第67条に規定する長期履修学生は, 5年を超えて在学することができない。

- 2 博士課程の学生は, 6年を超えて在学することができない。

- 3 第 72 条又は第 73 条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の在学することができる年限は、別に定める。

第 4 章 休学、転学、留学及び退学等

第 1 節 休学及び復学

(休学)

第 77 条 疾病その他特別の理由により、引き続き 2 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、疾病その他特別の理由により、修学することが不適當と認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 78 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、1 年を限度とし更に延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

(休学期間の取扱い)

第 79 条 休学期間は、第 37 条及び第 60 条に規定する修業年限、第 53 条及び第 75 条に規定する転入学若しくは再入学を許可された者の修業年限又は第 54 条及び第 76 条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第 80 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第 2 節 転学、留学及び退学

(転学)

第 81 条 他の大学に入学し、又は転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 82 条 外国の大学等で学修しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項に規定する留学期間は、第 37 条及び第 60 条に規定する修業年限、第 53 条及び第 75 条に規定する転入学若しくは再入学を許可された者の修業年限又は第 54 条及び第 76 条に規定する在学年限に算入することができる。

- 3 第 43 条第 2 項並びに第 64 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定によって留学し、外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

(退学)

第 83 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第 3 節 除籍

(除籍)

第 84 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 54 条及び第 76 条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第 78 条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部について免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 休学の許可を得ず、若しくは休学を命じられることなく、又は正当な理由がなく卒業又は修了要件として定められた単位数の 10 分の 1 以上の単位を学年間において修得できなかった者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料等の額等)

第 85 条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、国立大学法人兵庫教育大学授業料その他の費用に関する規程(平成 16 年規程第 64 号)の定めるところによる。

(検定料免除、不徴収)

第 85 条の 2 被災等により検定料の納付が困難な者については、申請により検定料の全部を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める場合は、検定料の全部を免除又は不徴収とすることができる。

3 検定料の免除及び不徴収の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(入学料免除、徴収猶予)

第 86 条 入学料の納付が困難な者については、申請により入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、その徴収を猶予する。

3 入学料の免除及び徴収の猶予の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(休学の場合の授業料)

第 87 条 休学を許可され、又は休学を命じられた者については、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除する。

(停学の場合の授業料)

第 87 条の 2 第 98 条第 2 項に規定する停学を命じられた者の停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料免除、徴収猶予)

第 88 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀な者又はその他やむを得ない事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める場合は、授業料の全部若しくは一部を免除することができる。

3 授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等の検定料等)

第 89 条 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生の検定料、入学料及び授業料並びに徴収方法等について必要な事項は、別に定める。

(納付した検定料等)

第 90 条 納付した検定料、入学料又は授業料は、返還しない。ただし、別に定める場合はこの限りではない。

第 6 章 科目等履修生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第 91 条 本学において特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 前項の単位の授与については、第 40 条から第 42 条及び第 63 条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第 92 条 他の大学の学生で、本学における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第 93 条 他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第 94 条 本学において特定の専門的事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生となることができる者の入学資格については、別に定める。

(外国人留学生)

第 95 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選抜又は選考の上入学を許可することができる。

(科目等履修生等の詳細)

第 96 条 前 5 条に規定するもののほか、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、研究生及び外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 97 条 表彰に値する行為があった学生は、学長が表彰する。

(懲戒)

第 98 条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 第 2 項に規定する停学の期間は、第 37 条及び第 60 条に規定する修業年限又は第 53 条及び第 75 条に規定する転入学若しくは再入学を許可された者の修業年限に算入せず、第 54 条及び第 76 条に規定する在学年限に算入する。ただし、停学の期間が 1 月を超えないときは、修業年限に算入することができる。

第 8 章 公開講座等

(公開講座等)

第 99 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

2 公開講座等について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 学生居住施設

(学生居住施設)

第 100 条 本学に、学生居住施設を置く。

2 学生居住施設について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、第 71 条の規定にかかわらず、昭和 55 年 3 月 31 日制定の兵庫教育大学学則第 58 条の規定によるものとする。

3 平成 16 年 4 月 1 日前に学校教育学部及び大学院の学生並びに科目等履修生として在学中の者については、第 42 条、第 63 条及び第 91 条第 2 項の規定にかかわらず、昭和 55 年 3 月 31 日制定の兵庫教育大学学則第 34 条、第 53 条及び第 78 条第 2 項の規定によるものとする。

4 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 16 年度の学校教育研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	収容定員
学校教育研究科・修士課程	学校教育専攻	230 人

	障害児教育専攻	50 人
	教科・領域教育専攻	320 人
	計	600 人

附 則(平成 16 年 8 月 4 日)

この学則は、平成 16 年 8 月 4 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 22 日)

この学則は、平成 16 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 9 日)

この学則は、平成 17 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大学院修士課程学校教育研究科障害児教育専攻は、改正後の第 56 条の規定にかかわらず、平成 17 年 4 月 1 日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 17 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 4 月 5 日)

この学則は、平成 17 年 4 月 5 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 11 日)

この学則は、平成 17 年 5 月 11 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 8 日)

この学則は、平成 17 年 6 月 8 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 9 日)

この学則は、平成 17 年 11 月 9 日から施行する。ただし、第 31 条第 5 号の改正規定は、平成 17 年 12 月 1 日から施行し、第 57 条第 1 項第 2 号の改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 12 月 14 日)

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 11 日)

この学則は、平成 18 年 1 月 11 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 8 日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大学院修士課程学校教育研究科の学校教育専攻，特別支援教育学専攻及び教科・領域教育専攻は、改正後の第 56 条の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月 1 日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 18 年度の大学院学校教育研究科の専攻並びに収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	収容定員
学校教育研究科・修士課程	学校教育学専攻	130 人
	学校教育専攻	125 人
	特別支援教育学専攻	30 人
	特別支援教育専攻	25 人
	教科・領域教育学専攻	140 人
	教科・領域教育専攻	150 人
	計	600 人

- 4 平成 18 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 7 月 12 日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 19 年度及び平成 20 年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成 19 年度	平成 20 年度
学校教育研究科・修士課程	学校教育学専攻	210 人	160 人
	特別支援教育学専攻	60 人	60 人
	教科・領域教育学専攻	230 人	180 人
	学校指導職専攻	20 人	40 人
	教育実践高度化専攻	80 人	160 人
	計	600 人	600 人
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	24 人	24 人
	教科教育実践学専攻	48 人	48 人
	計	72 人	72 人
合計		672 人	672 人

附 則(平成 18 年 11 月 8 日)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 6 日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 博士課程において優れた研究業績を上げた者の修了要件に係る在学年数については、第 68 条第 4 項の規定にかかわらず、当分の間、同項第 1 号及び第 2 号中「3 年以上」とあるのは「4 年以上」と、同項第 3 号中「1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上」とあるのは「2 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、4 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上」とする。

附 則(平成 19 年 1 月 17 日)

この学則は、平成 19 年 1 月 17 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、改正後の第 42 条及び第 49 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 19 年 4 月 1 日前に学校教育研究科 of 学生として在学中の者については、第 63 条において準用する改正後の第 42 条の規定並びに改正後の第 68 条及び第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 11 月 14 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 12 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 16 日)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条、第 57 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 1 号の改正規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。この場合において、第 57 条第 1 項第 2 号中「学校教育法第 104 条第 4 項」とあるのは、平成 20 年 3 月 31 日までは「学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項」と読み替えて適用する。

- 2 第56条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成20年度及び平成21年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成20年度	平成21年度
学校教育研究科・修士課程	学校教育学専攻	160人	160人
	特別支援教育学専攻	60人	60人
	教科・領域教育学専攻	180人	180人
	学校指導職専攻	20人	
	教育実践高度化専攻	80人	30人
	計	500人	430人
学校教育研究科・専門職学位課程	教育実践高度化専攻	100人	200人
	計	100人	200人
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	24人	24人
	教科教育実践学専攻	48人	48人
	計	72人	72人
合計		672人	702人

- 3 大学院学校教育研究科修士課程の学校指導職専攻及び教育実践高度化専攻は、改正後の第56条の規定にかかわらず、平成20年4月1日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成20年4月1日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第60条第2項、第68条第1項及び第71条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月11日)

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、改正後の第46条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成20年4月1日前に連合学校教育学研究科の学生として在学中の者については、改正後の第68条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月10日)

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 第56条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成21年度及び平成22年度の連合学校教育学研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成21年度	平成22年度
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	22人	20人
	先端課題実践開発専攻	4人	8人
	教科教育実践学専攻	46人	44人

	計	72 人	72 人
--	---	------	------

附 則(平成 21 年 3 月 11 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 9 日)

この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 11 日)

この学則は、平成 21 年 11 月 11 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 10 日)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 8 日)

この学則は、平成 22 年 9 月 8 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日)

この学則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 9 日)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 23 年度の学校教育研究科修士課程の専攻及び収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専 攻	収容定員
学校教育研究科・修士課程	人間発達教育専攻	80 人
	特別支援教育専攻	30 人
	教育内容・方法開発専攻	90 人
	学校教育学専攻	80 人
	特別支援教育学専攻	30 人
	教科・領域教育学専攻	90 人
	計	400 人

- 3 学校教育研究科修士課程の学校教育学専攻，特別支援教育学専攻及び教科・領域教育学専攻は，改正後の第 56 条の規定にかかわらず，平成 23 年 4 月 1 日前に当該専攻に在学する者が，当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 4 平成 23 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については，改正後の第 71 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 16 日)

この学則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 15 日)

この学則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 4 日)

この学則は，平成 25 年 4 月 4 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 14 日)

この学則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 11 日)

この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 13 日)

この学則は，平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 13 日)

- 1 この学則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち，平成 28 年度及び平成 29 年度の収容定員は，同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成 28 年度	平成 29 年度
学校教育研究科・修士課程	人間発達教育専攻	160 人	160 人
	特別支援教育専攻	60 人	60 人
	教科教育実践開発専攻	90 人	180 人
	教育内容・方法開発専攻	90 人	0 人
	計	400 人	400 人
学校教育研究科・専門職学位課程	教育実践高度化専攻	230 人	230 人
	計	230 人	230 人
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	22 人	26 人

	先端課題実践開発専攻	13 人	14 人
	教科教育実践学専攻	45 人	48 人
	計	80 人	88 人
合計		710 人	718 人

- 3 学校教育研究科修士課程の教育内容・方法開発専攻は、改正後の第 56 条の規定にかかわらず、平成 28 年 4 月 1 日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成 28 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日前に学校教育研究科専門職学位課程の学生として在学中の者については、改正後の第 68 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 5 月 11 日)

この学則は、平成 28 年 5 月 11 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 12 日)

この学則は、平成 29 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 13 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 12 日)

この学則は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 12 日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 56 条に規定する研究科の専攻並びに入学定員及び収容定員のうち、平成 31 年度及び平成 32 年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・課程	専攻	平成 31 年度	平成 32 年度
学校教育研究科・修士課程	※人間発達教育専攻	195 人	230 人
	特別支援教育専攻	60 人	60 人
	※教科教育実践開発専攻	90 人	0 人
	計	345 人	290 人
学校教育研究科・専門職学位課程	※○教育実践高度化専攻	285 人	340 人

	計	285 人	340 人
連合学校教育学研究科・博士課程	学校教育実践学専攻	32 人	34 人
	先端課題実践開発専攻	16 人	17 人
	教科教育実践学専攻	52 人	53 人
	計	100 人	104 人
合計		730 人	734 人

- 3 学校教育研究科修士課程の教科教育実践開発専攻は、改正後の第 56 条の規定にかかわらず、平成 31 年 4 月 1 日前に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成 31 年 4 月 1 日前に学校教育研究科の学生として在学中の者については、改正後の第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 11 日)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日前に学校教育学部 of 学生として在籍中の者については、改正後の第 49 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 17 日)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日前に学校教育研究科修士課程の学生として在学中の者については、改正後の第 64 条第 2 項、第 66 条第 1 項及び第 68 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 1 月 21 日)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 16 日)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 15 日)

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日前に学校教育研究科修士課程の学生として在学中の者については、改正後の第 71 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 13 日)

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和6年4月1日前に学校教育研究科専門職学位課程の学生として在学中の者については、改正後の第64条、第66条及び第82条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

兵庫教育大学学校教育学部履修規程

〔昭和57年4月1日〕
規 程 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大学学則（平成16年学則第1号）（以下「学則」という。）に基づき、本学学校教育学部において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について定める。

(教育系（グループ）)

第2条 本学学校教育学部は、別表第1のとおり学生が取得しようとする教員免許状に対応した教育系（グループ）を置く。

(授業科目の区分)

第3条 教育の充実を図るため、授業科目を別表第2のとおり区分する。

(授業科目、単位数、必修・選択等の区分、履修方法等)

第4条 前条の授業科目の区分に属する授業科目及びその単位数、必修・選択等の区分、履修方法等については、別表第3のとおりとする。

(外国人留学生に対する特例)

第5条 外国人留学生に対しては、前2条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くものとする。

2 前項の授業科目及びその単位数等については、別表第4のとおりとする。

(単位の計算方法)

第5条の2 学則第40条第1項第3号及び第4号の基準により単位数を計算する授業科目（単位数の計算の基準が同じ授業の方法を併用するものを除く。）及びその計算方法は、別表第4の2のとおりとする。

(多様なメディアを高度に利用した授業の実施)

第5条の3 多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる授業科目は、別に定める。

(卒業に必要な単位数)

第6条 学校教育学部の卒業に必要な単位数は、別表第5のとおりとする。

(教員の免許状)

第7条 学校教育学部の学生が、卒業に必要な単位数を修得することによって取得することができる教員の免許状取得の所要資格は、次のとおりとする。

学生が所属する区分	取得することができる教員の免許状取得の所要資格
教科教育系	小学校教諭1種免許状及び中学校教諭2種免許状(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭又は英語の教科)
幼年教育系	幼稚園教諭1種免許状及び小学校教諭1種免許状

2 卒業に必要な単位数のほか教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、所定の単位数を修得することによって取得することができる教員の免許状取得の所要資格は、別表第6のとおりとする。

(保育士資格)

第7条の2 学校教育学部の学生は、卒業に必要な単位数のほか児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の定めるところに従い、所定の単位数を修得することによって保育士資格を取得することができる。

(学校図書館司書教諭講習相当科目)

第7条の3 学校教育学部の学生は、卒業に必要な単位数のほか学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年8月6日文部省令第21号）の定めるところに従い、所定の授業科目の単位を修得することによって、相当する学校図書館司書教諭講習の科目の単位を修得したものとみなす。

(履修の登録)

第8条 学生は、当該学年内に履修しようとする授業科目について、別に定めるところに従い履

修登録を行わなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目は、履修し、試験を受けることができない。

3 既に単位を修得した授業科目は、再履修することができない。

(履修登録の上限)

第8条の2 学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、年間49単位とする。ただし、履修登録の上限単位数には、別表第7に掲げる授業科目の単位数は含まないものとする。

(定期試験)

第9条 定期試験は、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 教育上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず定期試験を学年末に行うことができる。

3 定期試験は、筆記若しくは口述による試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行うものとする。

(追試験、再試験)

第10条 定期試験の追試験は行わない。ただし、疾病その他やむを得ない理由があると授業担当教員が認めた場合は、追試験を行うことができる。

2 定期試験及び追試験の再試験は行わない。ただし、特別の事情があると学校教育学部教務委員会が認めた場合は、再試験を行うことができる。

(不正行為)

第11条 前2条に規定する試験において不正と認められる行為を行った者があるときは、その者の当該学期に履修したすべての授業科目に係る成績を不合格とする。ただし、学校観察実習(実地教育Ⅰ)、フレンドシップ実習(実地教育Ⅱ)、初等基礎実習(実地教育Ⅲ)、中等基礎実習(実地教育Ⅳ)、施設実習、保育所実習、保育実習に係る成績については適用しない。

(成績の評語)

第11条の2 成績の評語は、S(90点以上100点以下)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)及びF(60点未満)とする。

(学修成果の評価)

第11条の3 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレードポイント(以下「GP」という。)を与え、これに基づき1単位当たりの成績の平均値(以下「GPA」という。)を算出する。

2 GP及びGPAの算出方法については、別に定める。

(単位の授与を受ける資格)

第11条の4 次の各号のいずれかに該当する学生は、単位の授与を受ける資格がないものとする。

(1) 当該授業科目の履修登録をしていない者

(2) 当該学期に休学した者

(3) 当該学期に停学(停学の期間が1月を超えない場合を除く。)となった者

(4) 当該学期の途中で退学した者

(保育士資格の対象科目に係る単位の授与)

第11条の5 第7条の2に規定する保育士資格の対象授業科目については、出席時間数が授業総時間数の3分の2(実習による授業科目にあっては、5分の4)に満たない者には、単位を与えない。

(授業料未納除籍とされた者が履修した授業科目に係る単位の授与)

第11条の6 学則第84条第1号の規定により除籍された者が授業料未納期間に履修した授業科目については、単位を与えない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日規程第3号)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月16日規程第3号)

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 平成2年3月31日に学部在学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成2年12月12日規程第11号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月16日規程第3号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月15日規程第3号)

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 平成5年3月31日に学校教育学部の学生として在学中の者については、改正後の兵庫教育大学学校教育学部履修規程第7条第1項の表及び別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月31日規程第4号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年2月8日規程第2号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月22日規程第2号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日規程第3号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月9日規程第2号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月10日規程第3号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規程第17号)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 平成12年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月14日規程第9号)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 平成13年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の改正規定中「初等国語科教育法」、「初等社会科教育法」、「人格心理学演習」、「児童文学論」、「児童文学演習」、「数学科教育法」、「生態学」、「初等図画工作科内容論」及び「美術教育の方法と技術」の標準履修年次並びに「人格心理学」の授業の方法に係る規定は、平成12年度入学者から適用する。

附 則(平成14年3月13日規程第4号)

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 平成14年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の改正規定中「外国史演習I」、「法律学演習」、「経済学演習」及び「社会学演習II」の標準履修年次に係る規定は、平成12年度以降に入学した者に、「倫理学概説・演習」の標準履修年次及び「保育学(家庭看護を含む。)」の授業の方法に係る規定は、平成13年度に入学した者に、それぞれ適用する。

附 則(平成15年3月11日規程第6号)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 平成15年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の改正規定中「教育情報処理論」の授業の方法並びに、「初等理科内容論」、「物理学実験」及び「家庭科教育法II」の標準履修年次に係る規定は、平成13年度以降に入学した者に、「経済学概説(国際経済を含む。)」の標準履修年次に係る規定は、平成14年度以降に入学した者に、それぞれ適用する。

附 則(平成15年7月9日)

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

附 則(平成15年10月1日)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の改正規定中「ボランティア体験学習」の標準履修年次に係る規定は、平成13年度以降に入学した者に、「幼児教育思想論」、「子どもの遊びと文化」、「幼児教育内容開発論」、「小児保健」、「被服学II」、「被服学構成学実習」、「住居学(製図を含む。)」及び「住居学演習」の標準履修年次に係る規定は、平成14年度以降に入学した者に、「健康教育の考え方と方法」、「運動方法学III(バスケットボール・サッカー型)」、「運動方法学V(ソフトボール・バレーボール型)」、「運動方法学VI(武道)」、「体育経営・管理」、「人体解剖学」及び「フィールドワーク技法I」の標準履修年次に係る規定は、平成15年度に入学した者に、それぞれ適用する。

附 則(平成16年12月15日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年4月1日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月9日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 教育臨床系コースは、改正後の兵庫教育大学学校教育学部履修規程の別表第1(第2条関係)の規定にかかわらず、平成17年4月1日前に当該コースに在学する者が、当該コースに在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成17年4月1日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の改正規定中「学校環境心理学基礎論」、「心理学研究法」、「教育臨床II」、「芸術学」及び「芸術学演習」の標準履修年次に係る規定は、平成15年度以降に入学した者に適用する。

附 則(平成17年9月6日)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成17年12月14日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、第8条の2、第11条の2、第11条の3及び別表第7の改正規定を除き、なお従前の例による。ただし、第8条の2及び別表第7の改正規定は、改正前の規定の適用を受ける旨を希望し、学長が許可した者については、改正前の規定を適用することができるものとし、また、第11条の2及び第11条の3の改正規定は、平成16年4月1日以降に入学した者に適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成18年3月8日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の改正規定中「自然界とその数理システム」及び「教育臨床III」の標準履修年次に係る規定は、平成16年度以降に入学した者に、「動物学」及び「岩石学」の標準履修年次に係る規定は、平成17年度以降に入学した者にそれぞれ適用する。

附 則(平成19年3月14日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月11日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月11日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、改正後の兵庫教育大学学校教育学部履修規程別表第3(第4条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月10日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の改正規定中「運動方法学Ⅱ(水泳・野外活動)」、「運動方法学Ⅵ(武道)」の標準履修年次に係る規定は、平成21年度以降に入学した者に、「住居学演習」の標準履修年次に係る規定は、平成20年度以降に入学した者にそれぞれ適用する。

附 則(平成22年10月6日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月9日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日前に学校教育学部 of 学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月14日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月14日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 平成24年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月14日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2 平成25年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、第8条、第10条、第11条の4、第11条の5、第11条の6の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月13日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2 平成26年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月11日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2 平成27年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、第7条の3の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月14日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2 平成29年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の改正規定中「部活動の指導と運営」の新設に係る規定、及び「学校経営と学校図書館」、「学校図書館メディアの構成」、「学習指導と学校図書館」、「読書と豊かな人間性」、「情報メディアの活用」、「英米文学特論」、「英米文学研究Ⅱ」の標準履修年次に係る規定は、平成25年度以降に入学した者にそれぞれ適用する。

附 則(平成30年3月14日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月13日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
2 平成31年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月11日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2 令和2年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。ただし、別表第3の改正規定中「音楽科教育法Ⅰ」及び「音楽科教育法Ⅲ」の標準履修年次に係る規定は、令和元年度以降に入学した者に適用する。

附 則(令和3年3月17日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2 令和3年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月16日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
2 令和4年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月13日)

- 1 この規程は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
2 令和4年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年5月11日)

この規程は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
2 令和5年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
2 令和6年4月1日前に学校教育学部の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 2 条関係）

教育系（グループ）	
教科教育系	国語
	英語
	社会
	数学
	理科
	音楽
	美術
	保健体育
	技術・情報
	家庭
幼年教育系	幼年教育

別表第2（第3条関係）

授 業 科 目 の 区 分	内 容
教養科目群 （アカデミックスキル科目，社会課題探究科目，理数系基礎科目，グローバルスタディーズ科目，表現コミュニケーション科目）	複雑かつ急激に変化する現代社会において求められる教員としての教養を培うことを目的に，教養科目群としてアカデミックスキル科目，社会課題探究科目，理数系基礎科目，グローバルスタディーズ科目，表現コミュニケーション科目を開設する。
教職共通科目群 （教育基礎科目，発達・心理科目，連携協働科目，インクルージョン科目）	あらゆる教育活動に共通して求められる教員としての資質・能力を培うことを目的に，教職共通科目群として，教育基礎科目，発達・心理科目，連携協働科目，インクルージョン科目を開設する。
教育内容・方法科目群 （学習観・授業観科目，保育内容・方法科目，初等教科内容科目，初等教科・領域教育法科目，STEAM教育科目，ICT・情報・データ利活用科目，学級経営・生徒指導科目，教職支援科目）	学習指導や生徒指導等の各教育活動に求められる教員としての資質・能力を培うことを目的に，教育内容・方法科目群として，学習観・授業観科目，保育内容・方法科目，初等教科内容科目，初等教科・領域教育法科目，STEAM教育科目，ICT・データ利活用科目，学級経営・生徒指導科目，教職支援科目を開設する。
専門科目群 （教科教育専門科目，幼年教育専門科目）	教科教育又は幼年教育に関する高度な専門性を培うことを目的に，専門科目群として，教科教育専門科目，幼年教育専門科目を開設する。
教職探究・リフレクション科目群 （教職キャリア発達科目，実地教育科目，インターンシップ科目）	上記の科目群での学びを再構成し，教職の専門性を継続的に高め続ける資質・能力を培うことを目的に，教職探究・リフレクション科目群として，教職キャリア発達科目，実地教育科目，インターンシップ科目を開設する。
協定科目	単位互換協定に基づき，他の大学において履修する授業科目とする。

別表第3(第4条関係)

区 分	授 業 科 目	単 位	必修・選択 の区分		授業 の 方法	標準 履修 年次	履修方法
			必修	選択			
教養科目群	アカデミック スキル 科目	クラスセミナーⅠ	2	2		演	1
		クラスセミナーⅡ	2	2		演	1
		情報処理基礎演習	2	2		演	1
		AI・データサイエンス基礎	2	2		講演	1
	社会課題探究 科目	暮らしのなかの憲法	2	2		講	1
		同和教育と人権教育	2	2		講	2
		子どもと保育	2		2	講	1
		社会の中の言語文化	2		2	講	1
		芸術と人間	2		2	講	1
		環境問題と健康	2		2	講	2
		文学と読解	2		2	講	1
		社会認識のための地理情報	2		2	講	1
		生涯学習と人間形成	2		2	講	3・4
		人間関係とカウンセリング	2		2	講	3・4
		兵庫の教育	2		2	講	3・4
		社会ボランティア体験学習Ⅰ	2		2	演実	1～4
		社会ボランティア体験学習Ⅱ	1		1	実	2～4
		障害者理解と支援（入門）	2		2	講演	1～4
	理数系 基礎科 目	数学基礎	2		2	講	1
		自然科学入門	2		2	講	1
		わくわくサイエンス実験	2		2	講演	1
		基礎理科実験	2		2	実	1
	グローバル スタ ディーズ 科目	グローバルスタディーズⅠ	1		1	演	1～4
		グローバルスタディーズⅡ	2		2	講演	1～4
		海外教育体験実習	1		1	実	1～4
	表現コ ミュニ ケー ション 科目	英語コミュニケーションⅠ	1	1		演	1
		英語コミュニケーションⅡ	1	1		演	1
		英語コミュニケーションⅢ	1	1		演	1
		英語コミュニケーションⅣ	1	1		演	1
		英語コミュニケーションⅤ	1	1		演	2
		英語コミュニケーションⅥ	1	1		演	2
		英語コミュニケーションⅦ	1	1		演	3
		アカデミック英語Ⅰ	1	※1		演	2
		アカデミック英語Ⅱ	1	※1		演	2
		アカデミック英語Ⅲ	1	※1		演	2
		アカデミック英語Ⅳ	1	※1		演	2
		アカデミック英語Ⅴ	1	※1		演	3
		ドイツ語コミュニケーションⅠ	2		2	演	1
		ドイツ語コミュニケーションⅡ	2		2	演	2
		フランス語コミュニケーションⅠ	2		2	演	1
		フランス語コミュニケーションⅡ	2		2	演	2
		中国語コミュニケーションⅠ	2		2	演	1
		中国語コミュニケーションⅡ	2		2	演	2
		韓国語コミュニケーションⅠ	2		2	演	1
		韓国語コミュニケーションⅡ	2		2	演	2
		体育Ⅰ	1	1		実	1
		体育Ⅱ	1	1		実	3

左欄の授業科目について8単位を修得すること。

社会課題探究科目，理数系基礎科目及びグローバルスタディーズ科目から8単位以上を修得すること。ただし，社会ボランティア体験学習Ⅰ・Ⅱ，障害者理解と支援（入門）のうちから修得した単位のうち，上記の8単位に含めることができる単位数は，2単位までとする。

左欄の授業科目について7単位以上を修得すること。ただし，外国人留学生は，母語を選択して，履修することはできない。

※英語グループに所属する者は，英語コミュニケーションⅤ・Ⅵ・Ⅶの履修に代えてアカデミック英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴを修得すること。

左欄の授業科目について2単位を修得すること。

区 分		授 業 科 目	単位	必修・選択の区分		授業方法	標準履修年次	履修方法
				必修	選択			
教職共通科目群	教育基礎科目	教育基礎論Ⅰ	1	} 1		講	1	左欄の授業科目について6単位以上を修得すること。
		教育史Ⅰ	1			講	1	
		教育基礎論Ⅱ	1		1	講	1～3	
		教育史Ⅱ	1		1	講	1～3	
		教職原論Ⅰ	1	1		講	1	
		教職原論Ⅱ	1		1	講	1～3	
		教育社会学Ⅰ	1	} 1		講	3	
		教育制度論Ⅰ	1			講	3	
		教育社会学Ⅱ	1		1	講	3	
		教育制度論Ⅱ	1		1	講	3	
		教育課程論	2	2		講	3	
		教育方法論Ⅰ	1	1		講	1	
		教育方法論Ⅱ	1		1	講	1～3	
	発達・心理科目	発達心理学Ⅰ	1	} 1		講	1	左欄について1単位以上を修得すること。
		教育心理学Ⅰ	1			講	1	
		発達心理学Ⅱ	1		1	講	1～3	
		教育心理学Ⅱ	1		1	講	1～3	
		幼児理解論	2		2	講演	3	
		学校精神保健学	2		2	講	2	
		教育・心理研究法	2		2	講演	2	
		学校・臨床心理学	2		2	講演	3・4	
	連携協働科目	子どもの安全と学校組織	2	2		講演	1	左欄の授業科目について6単位以上を修得すること。
		教師の連携・協働と学校経営	2	2		講演	3	
		多機関連携と学校防災	2	2		講演	3	
		校種間連携教育論	2		2	講	4	
	インクルージョン科目	特別支援教育概説	2	2		講	3	左欄の授業科目について6単位以上を修得すること。
		インクルーシブ教育基礎論	2	2		講演	1	
		インクルーシブ教育実践論	2	2		講演	2	
		社会的養護	2		2	講	2	
		外国人児童生徒のための日本語教育	2		2	講	2	
		外国人児童生徒のための日本語教育（演習）	2		2	演	2	

区 分	授 業 科 目	単 位	必修・選択の区分		授業方法	標準履修年次	履修方法
			必修	選択			
教育内容・方法科目群	学習観・授業観科目	学習科学と授業のリデザイン	2	2	講演	2	左欄の授業科目について3単位を修得すること。
		ラーニング・ファシリテーションの理論と実践	1	1	講演	2	
	保育内容・方法科目	幼児教育指導総論	1		講演	2	
		保育内容健康論	2	2	演	2	
		保育内容人間関係論	2	2	演	2	
		保育内容環境論	2	2	演	2	
		保育内容言葉論	2	2	演	2	
		保育内容表現論	2	2	演	2	
	初等教科内容科目	初等国語	1	6	講	1	左欄の授業科目について6単位以上を修得すること。
		初等社会	1		講	1	
		初等算数	1		講	1	
		初等理科	1		講	1	
		初等生活	1		講	1	
		初等音楽	1		講演	1	
		初等図画工作	1		講演	1	
		初等家庭	1		講	1	
		初等体育	1		講演	1	
		初等英語	1		講演	1	
	初等教科・領域教育法科目	初等国語科教育法	1	1	講	2	左欄の授業科目について11単位を修得すること。
		初等社会科教育法	1	1	講	2	
		初等算数科教育法	1	1	講	2	
		初等理科教育法	1	1	演	2	
		初等生活科教育法	1	1	講	2	
		初等音楽科教育法	1	1	講演	2	
		初等図画工作科教育法	1	1	講演	2	
		初等家庭科教育法	1	1	演	2	
		初等体育科教育法	1	1	講演	2	
		初等英語科教育法	2	2	講演	2	
		初等国語科授業デザイン	1	5	講演	2・3	左欄の授業科目について5単位以上を修得すること。
		初等社会科授業デザイン	1		講演	2・3	
		初等算数科授業デザイン	1		講演	2・3	
		初等理科授業デザイン	1		講演	2・3	
		初等生活科授業デザイン	1		講演	2・3	
		初等音楽科授業デザイン	1		講演	2・3	
		初等図画工作科授業デザイン	1		講演	2・3	
		初等体育科授業デザイン	1		講演	2・3	
		初等家庭科授業デザイン	1		講演	2・3	
		初等英語科授業デザイン	1		講演	2・3	
		道徳教育論	2	2	講	2	左欄の授業科目について3単位を修得すること。
		総合的な学習の時間の理論と実践	1	1	講	2	
	STEAM教育科目	STEAM教育概論	1	1	講義	2	左欄の授業科目について3単位を修得すること。
		STEAM教育演習	2	2	演習	2	
	ICT、情報・データ利活用科目	教育情報化概論	1	1	講演	1	左欄の授業科目について6単位を修得すること。
		デジタル学習環境と情報活用	1	1	講演	1	
		小学校プログラミング教育教材論	1	1	講演	2	
		情報モラル・セキュリティ教育論	1	1	講演	2	
		教育データサイエンス	2	2	講演	1	
	学級経営・生徒指導科目	生徒指導論	1	1	講	3	左欄について4単位以上を修得すること。
		キャリア教育論	1	1	講	3	
		教育相談論Ⅰ	1	1	講	3	
		教育相談論Ⅱ	1	1	講	3	
		特別活動論Ⅰ	1	1	講	3	
		特別活動論Ⅱ	1	1	講	3	
	教職支援科目	部活動の指導と運営	1		講演	3・4	
		初級ピアノ実技	1		実	1	
		学校経営と学校図書館	2	2	講演	1～4	
		学校図書館メディアの構成	2	2	講演	1～4	
		学習指導と学校図書館	2	2	講演	1～4	
		読書と豊かな人間性	2	2	講演	1～4	
		情報メディアの活用	2	2	講演	1～4	
		学校図書館学Ⅰ	2	2	講	3・4	
		学校図書館学Ⅱ	2	2	講	3・4	

区 分	授 業 科 目	単位	必修・選択の区分		授業方法	標準履修年次	履修方法
			必修	選択			
専門科目群	(技術・情報グループ)						
	材料加工Ⅰ(実習を含む。)	2	2		講演	2	左欄の授業科目について、22単位以上を修得すること。 なお、2単位までは教養科目群、教職共通科目群、教育内容・方法科目群、教職探求・リフレクション科目群の各区分ごとに定める所要単位数を超えて修得した単位、所属するグループ以外の専門科目群から修得した単位又は協定科目として認定された単位をもってあてることができる。
	材料加工Ⅱ(実習を含む。)	2	2		講演	3	
	生物育成	2	2		講演	3	
	機械工学(実習を含む。)	2	2		講演	2	
	電気工学(実習を含む。)	2	2		講演	2	
	電子工学(実習を含む。)	2		2	講演	3	
	情報社会(職業に関する内容を含む。）・情報倫理	2		2	講演	4	
	情報科学	2	2		講演	2	
	プログラミング	2	2		講演	2	
	AI・データサイエンス応用	2		2	講演	2	
	データの分析と可視化	2		2	講演	2	
	計測・制御システム	2		2	講演	3	
	データベースシステム	2		2	講演	3	
	情報通信ネットワーク	2		2	講演	2	
	ネットワークプログラミング	2		2	講演	3	
	マルチメディア表現・技術	2		2	講演	2	
	技術科教育法Ⅰ	2	2		講演	2	
	技術科教育法Ⅱ	2	2		講演	2	
	技術科教育法Ⅲ	2		2	講演	3	
	技術科教育法Ⅳ	2		2	講演	3	
	技術科授業研究	2	2		講演	4	
	情報科教育法Ⅰ	2		2	講演	3	
	情報科教育法Ⅱ	2		2	講演	3	
	情報科授業研究	2		2	講演	4	

区 分		授 業 科 目	単位	必修・選択の区分		授業方法	標準履修年次	履修方法
				必修	選択			
教職探究・リフレクション科目群	教職キャリア発達科目	小学校授業づくり入門	1	1		講演	2	左欄の授業科目について5単位以上を修得すること。
		教職基盤探究	1	1		演	3	
		教師力養成特別演習	1	1		講演	3	
		教職実践演習(幼・小・中・高)	2	2		演	4	
	実地教育科目	学校観察実習（実地教育Ⅰ）	1	1		実	1	左欄の授業科目について所属ごと次に示す単位数を修得すること。
		フレンドシップ実習（実地教育Ⅱ）	1	1		実	2	
		初等基礎実習（実地教育Ⅲ）	4	4		実習	3	
		中等基礎実習（実地教育Ⅳ）	4	4	教科必修	実習	4	教科教育系：12単位
		初等実習リフレクション（実地教育Ⅴ）	1	1		演	3	幼年教育系：7単位
		中等実習リフレクション（実地教育Ⅵ）	1	1	教科必修	演	4	
		学校教育応用実習（実地教育Ⅶ）	2or3		2or3	実習	4	幼小中高 3単位 2単位
	インターンシップ科目	学校インターンシップ実習	1		1	実	2～4	
	卒業研究			4	4		演	3～4

【中一種免（技術）】

	免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目
	学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、上記に関連する科目 ※該当科目なし
	各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等

【高一種免（情報）】

	免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目
	学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関連する科目 ※該当科目なし
	各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等

【中一種免（技術）及び高一種免（情報）の課程で共通開設】

	免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目
--	------------------------------

別表第4（第5条関係）

区 分	授業科目	単 位 数	授業 の 方法	標準 履修 年次	履 修 方 法 等
日本語 科 目	日本語コミュニケーション	1	講演	1	左欄の授業科目を修得したときは、教養科目群のうち社会課題探究科目(暮らしのなかの憲法及び同和教育と人権教育を除く。)及び理数系基礎科目については3単位までを日本語リーディング及び日本事情の単位で、表現コミュニケーション科目(体育Ⅰ及び体育Ⅱを除く。)については2単位までを日本語コミュニケーション及びアカデミック日本語の単位で代えることができる。 また、表現コミュニケーション科目(体育Ⅰ及び体育Ⅱを除く。)については英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、英語コミュニケーションⅢ、英語コミュニケーションⅣ、英語コミュニケーションⅤ、英語コミュニケーションⅥ、英語コミュニケーションⅦ、ドイツ語コミュニケーションⅠ、ドイツ語コミュニケーションⅡ、フランス語コミュニケーションⅠ、フランス語コミュニケーションⅡ、中国語コミュニケーションⅠ、中国語コミュニケーションⅡ、韓国語コミュニケーションⅠ及び韓国語コミュニケーションⅡのいずれか2単位を含み、表現コミュニケーション科目(体育Ⅰ及び体育Ⅱを除く。)または日本語科目から7単位を修得するものとする。 ただし、母語は履修することができない。
	アカデミック日本語	1	演	1	
日本事情 に関する 科 目	日本事情	2	講	2	

備考 1 外国人留学生に対してのみ適用する。

2 授業の方法の欄中「講」は講義、「演」は演習を示す。

別表第4の2（第5条の2関係）

授 業 科 目	1 単位当たりの授業時間数
英語コミュニケーションⅠ	30時間
英語コミュニケーションⅡ	30時間
英語コミュニケーションⅢ	30時間
英語コミュニケーションⅣ	30時間
英語コミュニケーションⅤ	30時間
英語コミュニケーションⅥ	30時間
英語コミュニケーションⅦ	30時間
アカデミック英語Ⅰ	30時間
アカデミック英語Ⅱ	30時間
アカデミック英語Ⅲ	30時間
アカデミック英語Ⅳ	30時間
アカデミック英語Ⅴ	30時間
施設実習	40時間
保育所実習	40時間
保育実習	40時間
日本語コミュニケーション	30時間
アカデミック日本語	30時間
社会ボランティア体験学習Ⅰ	演習7.5時間及び実習15時間

別表第5（第6条関係）

教育系 (グループ)	教養科目群	教職共通 科目群	教育内容・ 方法科目群	専門科目群	教職探究・ リフレクシ ョン科目群	卒業研究	計
教科教育系	25単位以上	19単位以上	41単位以上	22単位以上	17単位以上	4単位	128単位以上
幼年教育系	25単位以上	21単位以上	52単位以上	14単位以上	12単位以上	4単位	128単位以上

別表第6（第7条関係）

教育系 (グループ)	第7条第2項の規定による教員の免許状取得の所要資格
教科教育系	幼稚園教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育， 技術，家庭又は英語） 高等学校教諭1種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術， 保健体育，情報，家庭又は英語）
幼年教育系	中学校教諭1種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育， 技術，家庭又は英語） 高等学校教諭1種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術， 保健体育，情報，家庭又は英語）

別表第7（第8条の2関係）

授 業 科 目
社会ボランティア体験学習Ⅰ 社会ボランティア体験学習Ⅱ 海外教育体験実習 学校図書館学Ⅰ 学校図書館学Ⅱ 学校観察実習（実地教育Ⅰ） フレンドシップ実習（実地教育Ⅱ） 初等基礎実習（実地教育Ⅲ） 中等基礎実習（実地教育Ⅳ） 学校教育応用実習（実地教育Ⅶ） 学校インターンシップ実習 卒業研究 集中講義で行う授業科目（一部集中講義で行う授業科目を除く。） 学則第43条及び第44条に該当する授業科目（放送大学が開講する授業科目を除く。） 協定科目

○兵庫教育大学学位規則

(昭和 55 年 3 月 31 日規則第 4 号)

改正 昭和 56 年 11 月 4 日規則第 5 号 昭和 57 年 4 月 1 日規則第 2 号
 昭和 61 年 11 月 19 日規則第 5 号 平成 2 年 5 月 9 日規則第 2 号
 平成 3 年 10 月 16 日規則第 3 号 平成 8 年 4 月 1 日規則第 4 号
 平成 13 年 1 月 6 日規則第 1 号 平成 14 年 10 月 9 日規則第 5 号
 平成 16 年 4 月 1 日 平成 17 年 2 月 9 日
 平成 17 年 3 月 9 日 平成 17 年 4 月 5 日
 平成 18 年 3 月 8 日 平成 19 年 3 月 14 日
 平成 20 年 3 月 11 日 平成 21 年 6 月 17 日
 平成 25 年 5 月 8 日 平成 27 年 3 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項及び国立大学法人兵庫教育大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)に基づき、兵庫教育大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第 2 条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、学則第 48 条の規定に基づき、学校教育学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、学則第 70 条の規定に基づき、学校教育研究科修士課程(以下「修士課程」という。)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、学則第 70 条の規定に基づき、連合学校教育学研究科博士課程(以下「博士課程」という。)を修了した者に授与する。

2 前項の規定に定めるもののほか、当該研究科が行う学位論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者についても授与することができる。

(教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第 6 条 教職修士(専門職)の学位は、学則第 70 条の規定に基づき、学校教育研究科専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(在学者の学位論文の提出)

第 7 条 修士課程及び博士課程に在学する者は、学位論文(修士課程にあつては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果をいう。以下同じ。)等を当該研究科長に提出するものとする。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文等を当該研究科長を経て学長に提出する。

(退学者の学位論文の提出)

第9条 博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。

(受理論文)

第10条 受理した学位論文は、返還しない。

(提出手続)

第11条 前4条に規定するもののほか、学位論文の提出について必要な事項は、別に定める。

(審査手続)

第12条 研究科長は、第7条の規定により、学位論文を受理したときは、論文の審査を当該研究科教授会に付託しなければならない。

2 学長は、第8条及び第9条の規定により、学位論文を受理したときは、論文の審査を当該研究科長を経て当該研究科教授会に付託しなければならない。

3 研究科教授会は、前2項の規定により論文の審査の付託を受けたときは、論文審査委員会を設置し、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行わせるものとする。

(論文審査委員会)

第13条 修士の論文審査委員会は、学位論文の審査申請を行った学生の主任指導教員及び指導教員を含む、研究指導又は研究指導の補助を担当する3人以上の教員をもって組織する。ただし、研究指導を担当する教員は2人以上とし、主任指導教員及び指導教員以外の者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。

(1) 当該学生の専攻又は専攻のコースに所属する教員

(2) 当該論文の内容と関連するコースに所属する教員

2 博士の論文審査委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 第7条の規定により、学位論文の審査申請があったとき

ア 学位論文の審査申請を行った学生の主指導教員

イ 当該論文の内容と関連するコースに所属する主指導教員有資格者 4人

(2) 第8条及び第9条の規定により、学位論文の審査申請があったとき

ア 推薦教員(主指導教員有資格者に限る。)

イ 当該論文の内容と関連するコースに所属する主指導教員有資格者 4人

3 研究科教授会が当該論文の審査に必要があると認めるときは、前2項に規定する者のほか、研究科担当を命じられた教員の参加を求め、又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第14条 第7条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

2 第8条及び第9条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、当該研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(主査)

第15条 論文審査委員会に主査及び副主査を置く。

(審査及び最終試験又は学力の確認)

第16条 論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うものとする。

2 第7条の規定により、学位論文の審査申請のあった者に対する最終試験は、学位論文の審査に合格した者に対し、当該学位論文を中心として関連のある科目又は専門分野等について行うものとする。

3 第8条及び第9条の規定により、学位論文の審査申請のあった者に対する学力の確認は、学位論文の審査に合格した者に対し、学位論文に関連のある専門分野等について行うものとする。ただし、博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学の日から3年以内に学位を申請するときは、第5条の規定に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

4 最終試験及び学力の確認は、口述又は筆記により行うものとする。

(結果報告)

第17条 論文審査委員会が、学位論文の審査並びに最終試験及び学力の確認を終了したときは、速やかにその結果を当該研究科教授会に報告しなければならない。

(研究科教授会の議決)

第18条 研究科教授会は、修士、博士及び教職修士(専門職)の学位授与の可否を議決する。

2 学位授与を可とする判定は、研究科教授会構成員(出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の同意を得て行う。

(学長への報告)

第19条 研究科教授会において、学位授与の可否を議決したときは、当該研究科長は、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第20条 学長は、前条の規定による報告を参考に、学位を授与することを決定するものとする。

2 前項の規定により、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(専攻分野の名称)

第 20 条の 2 学士、修士及び博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「学校教育学」と付記する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を「学術」と付記することができる。ただし、先端課題実践開発専攻の課程を修了した者に係る学位にあつては、この限りでない。

(学位論文要旨及び審査要旨の公表)

第 21 条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 22 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前から既に公表している場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学においてインターネットの利用により行うものとする。

(学位記)

第 23 条 学長は、第 3 条に規定する者に対して学位記を交付する。

- 2 学長は、第 20 条の規定により学位授与の決定を行った者に対して学位記を交付する。
- 3 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(学位名称使用)

第 24 条 学位の授与を受けた者が、当該学位の名称を使用するときは、「兵庫教育大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第 25 条 学長は、学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該研究科教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、又は撤回し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- (1) 不正の方法により、学位の授与を受けたことが判明したとき。
- (2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為を行ったとき。
- 2 前項に規定する学位の授与の取り消し、又は撤回の公表は、学報に登載し、又は学内に掲示して行う。

- 3 第18条第2項及び第19条の規定は、第1項の規定により学位の授与を取り消し、又は撤回する場合に準用する。この場合において、第18条第2項及び第19条中「学位授与」とあるのは、「学位授与の取り消し、又は撤回」と読み替えるものとする。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、学位論文の審査等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年11月4日規則第5号)

この規則は、昭和56年11月5日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日規則第2号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年11月19日規則第5号)

この規則は、昭和61年11月19日から施行する。

附 則(平成2年5月9日規則第2号)

この規則は、平成2年5月9日から施行する。

附 則(平成3年10月16日規則第3号)

この規則は、平成3年10月16日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成8年4月1日規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月6日規則第1号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年10月9日規則第5号)

この規則は、平成14年10月9日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月9日)

この規則は、平成 17 年 2 月 9 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 9 日)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 5 日)

この規則は、平成 17 年 4 月 5 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 8 日)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日前に学校教育研究科修士課程の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 11 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 4 月 1 日前に学校教育研究科修士課程の学生として在学中の者については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 6 月 17 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 8 日)

この規則は、平成 25 年 5 月 8 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 11 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第 23 条関係)

学位記

[別紙参照]

大学印

学位記

学第号

氏名

年

月

日生

本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（学校教育学）の学位を授与する

年

月

日

兵庫教育大学長

印

大学印

学位記

修第号

氏名

年

月

日生

本学大学院学校教育研究科〇〇〇〇専攻の修士課程を修了したので修士（学校教育学）の学位を授与する

年

月

日

兵庫教育大学長

印

大学印

学位記

専第号

氏名

年

月

日生

本学大学院学校教育研究科〇〇〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので教職修士（専門職）の学位を授与する

年

月

日

兵庫教育大学長

印

大学印

学位記

博甲第号

氏名

年

月

日生

本学大学院連合学校教育学研究科〇〇〇〇専攻の研究指導を〇〇〇〇大学において受け所定の単位を修得し学位論文審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇〇〇〇〇）の学位を授与する

年

月

日

兵庫教育大学長

印

博乙第

号

学位記

大学印

氏名

年

月

日生

本学に学位論文を提出し大学院連合学校教育学研究科の審査及び試験に合格した
ので博士（○○○○○）の学位を授与する

年

月

日

兵庫教育大学長

印